

# 加須市役所から 空き家所有者・管理者の方へ

近年、地域の防災・衛生・景観等の悪化を招く、管理が不全な空き家が増加しています。空き家は、個人の財産であり、所有者や管理者の方の責任において適切に管理していただくものです。だれしも売却や解体などの決断はしにくいものです。しかしながら、建物を適切な管理をせずに放置してしまうと、次のような問題が発生するおそれがあります。



## 防災上の問題

- ・建物が傷み、外壁の脱落や屋根瓦や雨どいの落下、塀の破損により、近隣や通行者の方などに怪我をさせるおそれがあります。



## 防犯上の問題

- ・不審者の侵入や、不法滞在のおそれがあります。
- ・放火による火災の危険性が高まるおそれもあります。



## 衛生上の問題

- ・ゴミ等の放置や不法投棄を招いたり、庭の草木が生い茂って、蚊やハチなどの害虫が発生するおそれがあります。



## 景観上の問題

- ・外壁などが傷んで汚れたり、ガラスが割れたまま放置されるなど、景観の悪化を招くおそれがあります。

空き家が原因となって、近隣や通行者の方に被害が生じた場合、所有者や管理者の方の責任となり、賠償責任を問われるおそれがあります。

問題が発生する前に、空き家の適切な管理をお願いします。

### 適切な管理

建物の状態を維持し周辺に迷惑をかけないためには定期的な手入れが必要です。(管理の例 換気、通水、郵便ポストの整理、庭の清掃など)

### 売却・賃貸

建物は使わないと傷みが進行し、売却や賃貸ができなくなります。建物が傷まないうちに専門家(不動産業者)に相談しましょう。

### 解体

建物の解体には、手続きなどが必要となります。市役所に相談しましょう。

## 加須市役所 空き家に関する相談窓口

- |                |                      |            |
|----------------|----------------------|------------|
| □環境安全部 交通防犯課   | TEL 0480 - 62 - 1111 | 内線 271・272 |
| □騎西総合支所 地域振興課  | TEL 0480 - 73 - 1111 | 内線 121     |
| □北川辺総合支所 地域振興課 | TEL 0280 - 61 - 1205 | (直通)       |
| □大利根総合支所 地域振興課 | TEL 0480 - 72 - 1319 | (直通)       |